

宗議会議員補欠選挙（2026年2月5日）のお知らせ（予告）

このたび、井上博議員の辞職に伴い2026年2月5日（木）に、補欠選挙が実施されます。本選挙は、宗議会議員選挙条例第43条第1項の規定により、欠員が生じた日から60日以内に行う必要があることから、同日を選挙期日として定めたものです。

この選挙の正式な告示は、2026年1月9日（金）に行う予定ですが、宗議会議員選挙条例第47条第3項に基づき、必要な事項についてあらかじめお知らせさせていただきます。

なお、日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

新潟選挙区選挙管理会

1 補欠選挙の基本日程について

このたびの補欠選挙の基本日程は次のとおりとなります。

■選挙人名簿作成基準日	<u>1月9日（金）</u>
■選挙の期日等の告示日	<u>1月9日（金）</u>
■選挙人名簿の閲覧可能期間	<u>1月10日（土）～</u>
■立候補受付期間	<u>1月15日（木）～17日（土）</u>
■立候補辞退受付期間	<u>（立候補届受理後）～19日（月）</u>
■期日前投票期間	<u>2月2日（月）～4日（水）</u>
■補欠選挙の期日（投票日）	<u>2月5日（木）</u>

2 選挙資格及び被選挙資格について

■今回の補欠選挙で選出すべき議員の数 1人

（1）選挙資格

本派の教師資格を有する者は選挙資格を有し、選挙において投票することができます。ただし、次に掲げる者は選挙資格を有しません。

- ①謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- ②本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（2）被選挙資格

選挙資格を有する年齢25歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者は被選挙資格を有し、選挙において立候補することができます。

- ①住職（教会主管者）

※ただし、住職（教会主管者）代務者を置いている寺院（教会）の住職（教会主管者）を除く。

- ②自らが所属する寺院（教会）の住職（教会主管者）代務者

③自らが所属する寺院（教会）の住職（教会主管者）若しくはその代務者の同意を得た教師

※なお、次に掲げる者は立候補することができませんので、ご注意ください。

- ①宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、選挙の告示日（1月9日。以下同じ。）の前日までにその職を退いていない者

- ②選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退

- いた日から、選挙の告示日の前日までに1年を経過しない者
③選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者
④中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

3 選挙人名簿の閲覧及び異議申立について

(1) 選挙人名簿の閲覧について

選挙の投票及び立候補は、選挙人名簿に登載された選挙人でなければ行うことができません。そのため、選挙人名簿の登載状況を確認するために、名簿の「閲覧制度」が定められています。

- ①閲覧可能期間：1月10日（土）～（休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く）
②閲覧の目的：本人又は親族若しくは所属寺院及び氏名の知れている者が、選挙人名簿に正しく登載されているかの確認。
③閲覧場所及び閲覧方法：新潟教務所または高田教務事務所において、申請した対象者の名簿登載状況を目視にて確認する。
④申請方法：閲覧場所に備え付けの申請書に必要事項を記入する（押印必要）。

(2) 異議申立について

選挙人名簿は、名簿作成基準日（1月9日）現在の宗派登録情報（宗派承認が必要な手続きは承認済みの情報のみを反映）を元に作成されます。万が一名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があった場合は、閲覧時に立ち会う選挙係（教務所員）に申し出て確認を求めてください。

なお、確認した内容に承諾できない場合は、中央選挙管理委員会への異議申立ができますので、所定の申立書を提出してください。ただし、異議申立ができる期限は1月15日（木）までとなりますので、ご注意ください。

4 立候補について

(1) 立候補等の届出について

立候補は、本人が自ら届け出る方法と、推薦届出人が本人の承諾を得て届け出る方法があります。申し出がありましたら、届出に必要な用紙や諸注意を記した書類一式をお渡ししますので、あらかじめ選挙管理会までご連絡ください。

※今回の選挙から郵送による届出も可能となりましたが、配達の影響であっても立候補届出最終日16時を過ぎて到着した場合は届出を受理できません。ご了承ください。

(2) 被選挙資格に関する住職等の同意手続きについて

上記2-（2）に示したとおり、「住職（教会主管者）」又は「自らが所属する寺院の住職（教会主管者）代務者」以外の「教師」が立候補する場合は、あらかじめ自らが所属する寺院（教会）の住職（教会主管者）若しくはその代務者の「同意書」が必要になります。この場合、同意を得る期間は、1月2日（金）から1月15日（木）（立候補受付期間の初日）までとなります。

また、同意が得られなかつた場合であって、これに不服がある場合は、中央選挙管理委員会へ不服審査を請求することができます。ただし、不服審査請求の期限は1月15日（木）（立候補受付期間の初日）までとなっていますので、ご注意ください。同意手続きに必要な書類は、上記4-（1）の書類一式に同封します。

5 選挙運動について

選挙運動は、期間、内容及び選挙運動を行うことができる者に制限があります。詳しくは別紙「宗議会議員選挙における選挙運動について」をご参照ください。

6 選挙公報について

立候補者に関する情報や投票所に関する詳しい情報は、選挙管理会が「選挙公報」としてまとめ、あらためてお知らせさせていただきます。なお、選挙公報は、選挙管理会からの発送事務の完了期限を1月29日(木)として、選挙人に送付します。

7 投票について

(1) 直接投票

直接投票は、2月5日(木)の9時～17時に、組を単位に定められた投票区の投票所において行われます。各投票区の投票所の設置場所等については、あらためて選挙公報でお知らせします。なお、選挙人名簿の作成基準日以後に他の組へ所属移転等をされた場合でも、名簿作成基準日現在の組が所属する投票区で投票を行う必要がありますので、ご注意ください。

《投票区一覧表》

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
新潟	長岡	第10・14・24組、中越11・12・13組	長岡市
	三条	第15・16・18組	三条市
	新潟	第17・19・20・21・22・23組	新潟市
	佐渡	佐渡組	(郵便投票)
	高田	第1・2・3・4・5・6・7・8組、高田11・12・13組	上越市

(2) 期日前投票

選挙の当日投票所に行くことができない選挙人は、下記の期間中に期日前投票をすることができます。詳しくは選挙公報にてお知らせしますので、ご確認ください。

期日前投票所	対象となる投票区	期間	受付時間
新潟教務所	すべての投票区	<u>2月2日(月)～4日(水)</u>	9:00～17:00

(3) 郵便投票

A：交通その他の事情により郵便投票を行うことがあらかじめ法規で定められた投票区又は寺院（教会）に所属する選挙人は、郵便による投票（郵便投票）を行います。投票を行うこととなったときは、投票用紙等の必要書類を1月29日(木)を発送事務の完了期限として、寺院（教会）の所在地に送付します。

B：上記A以外の選挙人についても、直接投票又は期日前投票のいずれも行うことができない特定の事由がある場合は、選挙管理会への事前の届出により、郵便投票を行うことができます。詳細は以下の内容をご確認ください。ただし、郵便投票を行う選挙人は、直接投票・期日前投票を行うことはできません。また、一旦届出が受理された後は取りやめることができないので、ご注意ください。

①事前届出による郵便投票を行うことができる場合の事由

※大雪等の自然条件により投票所までお越しになることが困難な場合を含み、次

のいずれかに該当する場合は、郵便投票をご利用いただけます。

- ・交通事情その他居住地の都合による場合（Aに該当する寺院に所属する選挙人であって、寺院とは居所が異なる選挙人についても適用可能）
- ・入院、病気又は身体の故障による場合
- ・宗務又は法務等の都合による場合

②事前届出の方法

- ・下記③の届出期限までに、選挙区の選挙管理会（新潟教務所）に所定の「**郵便投票届出書**」を書留郵便（書留速達又は簡易書留）で送付してください。
- ・届出書には、運転免許証の写しや住民票等、「本人の氏名、生年月日が確認できる証明書（本人確認書類）」の添付が必要です。
- ・届出書は、郵便投票を希望する選挙人1人につき、1通が必要です。**他人の届出や家族分をまとめた届出などは受理することができません。**
- ・届出書は、新潟教区HP（「お知らせ」→「一覧を見る」→「宗議会議員補欠選挙について（投票の方法について）」からダウンロードいただくか、事前に教区選挙管理会（新潟教務所）又は高田教務事務所からお取り寄せください。

③事前届出の期限

1月24日（土）17時必着

（※下記9「教区WEBサイトでのお知らせ等について」の教区HPで立候補状況等を確認し、届出ください。）

④事前届出の受理

選挙管理会にて郵便投票の事前届出を受理したときは、投票用紙等の必要書類を**1月29日（木）**を発送事務の完了期限として届出の住所に送付します。ただし、無投票となった場合は、その旨を別途お知らせさせていただきます。

⑤郵便投票の方法

投票用紙等が届きましたら、手順に従い投票手続きを行い、選挙管理会（新潟教務所）宛に郵送してください。**※2月5日（木）17時必着**

なお、投票手続きの詳細は後日、郵便投票届出者へお知らせいたします。

（4）無投票

候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは候補辞退等により増えなくなったときは、無投票となります。

8 開票について

開票は新潟教務所にて行います。開票日時については、選挙公報でお知らせします。

9 教区WEBサイトでのお知らせ等について

選挙に関する必要な情報は、教区HPにおいても随時お知らせします。

※立候補届出の状況（投票の有無の見通しなど）につきましては、

**1月17日（土）16時以降に教区HPでお知らせいたしますので、
ご確認ください。**



新潟教区 HP

その他ご不明な点は、選挙管理会（新潟教務所）までお尋ねください。

以上